

24循環第1310号

平成25年3月7日

一般社団法人愛知県建設業協会 御中

愛知県環境部長

(公印省略)

再生利用個別指定制度について(送付)

日ごろから、本県の環境行政に御協力いただき、ありがとうございます。

本県では、産業廃棄物の再生利用をしようとする排出事業者、再生輸送業者、再生活用事業者及び再生品の使用者の皆様が、知事に事業計画を提出して指定を受けた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可が不要となる「再生利用個別指定制度」を運用しております。

この度、この制度の活用促進を図るためチラシを作成しましたので、事務上の参考としていただくとともに、貴団体の関係事業者の皆様はこの制度を御紹介くださるようお願いいたします。

今後とも、本県における循環型社会の形成に向けた取組に対し、御協力くださるようお願い申し上げます。

担当 資源循環推進課 循環グループ
電話 052-954-6233 (ダイヤルイン)

担当 資源循環推進課 産業廃棄物グループ
電話 052-954-6235 (ダイヤルイン)
FAX 052-953-7776 (共通)
メール junkan@pref.aichi.lg.jp (共通)